

一人ひとりの人権が尊重される津市を目指して 

平成25年度津市人権施策

推進計画

進捗状況評価書



津市人権施策審議会

目 次

1. 平成25年度の人権に関する施策の取組状況について
・・・ P1～P2
2. 総合的な評価・提言
・・・ P3～P4
3. 施策別の評価・提言
・・・ P5～P16
- 用語解説
・・・ P17～P18
- 津市人権施策審議会委員名簿
・・・ P19

1. 平成25年度の人権に関する施策の取組状況について

人権が尊重される津市の実現に向けて、津市人権施策基本方針及び、津市人権施策推進計画に基づき実施した施策の取組状況は、以下のとおりである。

基本施策

《人権啓発の推進》

市民人権講座や講演会、街頭啓発、広報紙などを通して広く市民に啓発した。人権ポスターや人権作文、人権標語等を募集し、啓発に役立てた。市職員の人権意識向上のため各種研修会を開催した。市関係課と連携して、市内の企業への啓発に取り組んだ。

《人権教育の推進》

園児・児童・生徒それぞれの年代に応じ、人権紙芝居、出会い学習や体験学習、人権フォーラムや他校との交流会などを行い、幅広く人権問題について学び、考え、討議できる学校環境づくりに取り組んだ。また、教職員や市民を対象とした研修会や講座を開催することで、学校だけではなく広く市民にも人権について考える機会を設けた。

《相談・支援体制の充実》

スクールカウンセラー^{*1}等を活用した児童生徒の相談、女性弁護士による女性のための相談、家庭児童相談員や保育士等による育児相談、在住外国人を対象とした生活オリエンテーション等の相談支援体制を取った。また、警察やハローワーク、三重県女性相談所など外部の関係機関との連携を図り、年々多様化する相談等に対応した。

《ユニバーサルデザインのまちづくりの推進》

市内の学校・企業・地域において、研修会や講演会を行い、ユニバーサルデザイン^{*2}（略称 UD）の意識向上や理解に努めた。津市ユニバーサルデザイン連絡協議会との協働により、UDの周知・啓発に取り組むとともに、市内の学校や公共施設のUD化を進めた。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

地域で人権に関する取組を行っている団体の支援を行った。また、団体と協働して啓発活動等を行った。

分野別施策

《同和問題》

隣保館を中心に、地域のニーズに合わせた講座や各種相談など、地域住民の生活課題に応じた事業に取り組んだ。地域や各種団体を支援し、他の公的機関とも連携して啓発や、さまざまな事業を行った。

《子どもの人権》

学校に配置したスクールカウンセラーやスマイルハートサポーター^{※3}により、児童生徒の悩みや相談に対し適切な対応を行った。行政・学校・警察・民生委員・NPO等で構成する津市児童虐待防止等ネットワークにより、児童虐待の防止や見守り等の支援に取り組んだ。子育てを支援するため、ボランティアなど人材の育成や養成講座の充実に努めた。休日・夜間の応急診療所の運営、医療費助成など子育て環境の整備を行った。

《女性の人権》

女性の人権について、情報紙やイベント、研修会を通して市民への啓発に努めた。就業形態や家庭の事情に応じて、一時保育や休日保育等の事業を行い、女性の就労を支援した。警察や三重県女性相談所との連携により、ドメスティック・バイオレンス^{※4}（略称 DV）被害の防止や迅速な対応に努めた。女性弁護士による女性のための法律相談を実施し、法律上の女性のさまざまな相談に応じた。医療費や不妊治療費等の助成、妊娠・出産・育児に関する支援、妊婦教室・育児教室等の各種教室相談事業を行った。

《障がい者の人権》

障がい者の社会参加の促進等を図るため、市民と障がい者及びその家族との交流を通して、障がいや障がい者の理解や認識を深める事業を支援した。障がい者の地域での生活を支援するため、各種団体への支援や医療費の助成、福祉サービスの提供・補助・支援を行った。

《高齢者の人権》

高齢者の要介護状態への進行や、引きこもり、孤独を未然に防ぎ、生きがいのある生活が送れるよう、介護予防や医療・生活面の相談・支援等を行った。高齢者の就業支援のため、シルバー人材センターへの支援を行った。高齢者を対象とした寿大学をはじめとする各種公民館講座を開催し、活動を通じて講座生の交流を図った。

《外国人の人権》

市のホームページなどに多言語を用いた。外国人支援コーディネーター活動^{※5}や外国人向けニュースレター等の配布により、日本での生活を支援した。外国人（児童・生徒を含む）に対する日本語指導や適応指導を行うとともに、異文化交流を進め、相互理解を深める取組を行った。

《さまざまな人権課題・その他の人権》

学校や関係機関と連携し、薬物乱用防止に向けた啓発を行った。休日夜間応急診療所における小児患者の初期救急医療体制の充実に努めるとともに、二次救急輪番病院による救急患者の受入体制を整え、市民の安全・安心確保に努めた。

2. 総合的な評価・提言

施策の進展度評価

年度	かなり進んだ	進んだ	ある程度進んだ	あまり進まなかった	進まなかった
21年度	A	B	Ⓒ	D	E
22年度	A	B	Ⓒ	D	E
23年度	A	B	Ⓒ	D	E
24年度	A	B	Ⓒ	D	E
25年度	A	B	Ⓒ	D	E

基本施策

《人権啓発の推進》

人権啓発の取組は、地域に根付いた活動が継続して行われており評価できるが、地域との関係を持たない人が増えてきた今日、新たな視点・工夫を加えた啓発の推進が必要となってきた。一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として考えられるような取組や、誰もが参加しやすい人権啓発事業や研修内容のさらなる充実を図ってほしい。

《人権教育の推進》

保育所・幼稚園・学校・家庭・地域社会など、さまざまな場面を通じて人権教育が展開されており評価できる。すべての人の人権が尊重される差別のない社会を実現するためには、人権教育の推進は欠かすことができない。事業を継続していくことも必要であるが、常に課題・問題点を捉え、工夫して取り組んでもほしい。

《相談・支援体制の充実》

相談・支援体制の充実に向け、さまざまな施策が取られており評価できる。必要としている人に確実に情報が届くよう創意工夫して取り組んでもほしい。また、相談者の視点に立った相談体制と相談員の資質向上に努めてほしい。

《ユニバーサルデザインのまちづくりの推進》

すべての人が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるUDのまちづくりをめざし、さまざまな事業が展開されているが、その効果はまだまだ不十分である。今後も引き続き利用者の声を聞き、さらなる取組を進めてほしい。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

市民活動の組織などとの連携には、行政・学校・企業・住民等によるネットワーク作りが必要不可欠であり、また、さまざまなメディアを利活用した情報提供の強化などを含め、今後とも一層の取組を期待する。

分野別施策

《同和問題》

隣保館や児童館で、さまざまな施策が継続して行われていることは評価できるが、同和問題への啓発教育的取組のさらなる充実や、相談事業については、絶えず実例を学び改善点を話し合うなど、関係機関との連携を図ってほしい。

《子どもの人権》

相談事業においては、緊急性の高いものなどを含め、相談内容が多様化しており、各種相談員のさらなる資質向上が求められている。また、人の意識に変化があったかどうかを捉え、課題・問題点の整理や取組の成果を明確にして取り組んでもほしい。

《女性の人権》

セクシュアル・ハラスメント^{※6}やパワー・ハラスメント^{※7}の防止に向けた取組について、相談者の立場に立った相談環境の改善を望む。また、固定的な性別役割分担意識などによって、女性が不利益を受けることがないように、さらなる施策の推進に期待したい。

《障がい者の人権》

既存施策の継続だけでなく、障がい者の意見や要望を聞き取って、施策を見直し、他市などの施策も調査検討を行い、障がい者の立場に立った施策として生かしていくことを期待したい。

《高齢者の人権》

高齢化に伴い、介護予防事業や生活支援事業は欠かすことができない。高齢者の生活機能の維持向上及び、生きがいに繋がるよう、さらなる事業の充実、創意工夫を望む。

《外国人の人権》

さまざまな多文化共生の取組が進められているが、内容の充実、ボランティアの活用等、より向上をめざした姿勢が伺え評価できる。一方で、各事業においては、参加人員が減少しており、より魅力ある講座内容や講師選定を望む。

《さまざまな人権課題・その他の人権》

エイズ・性感染症・薬物等については、正しい知識の普及啓発に力を入れてもらいたい。危険ドラッグ^{※8}も含めて教育の場を設けてもらいたい。

人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざして、行政・市民・地域・団体等が連携した取組がなされているが、未だ、さまざまな人権問題が存在しており、その解決に向け、より積極的な取組が行われなければならない。人権を守ることは人命を守ることである。他市他府県の施策なども絶えず調査検討を行うことにより、取り入れるべきは取り入れ、よりよい市の施策として生かしていくことが大切である。

事業担当課におかれては、当審議会から出された、その事業についての取組の評価・提言について、十分効果検証を行うことにより、今後の事業に生かしてもらいたい。

3. 施策別の評価・提言

施策の体系：基本施策 施策分類：人権啓発の推進

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

平成25年度も人権啓発の取組が、地域に根付いて継続して行われたことが報告されている。関係者の意識の高さと熱意、努力を感じる。日常の生活に浸透させるためにも継続することの意義は大きく、今後とも、よりニーズに合った工夫を加えた活動の継続を望む。多くの事業で目的を持った取組がされており、大いに評価に値する。ただし、中には慣例化された事業で、継続することが目的となっていると感じられるものがある。現状と今後を見据えた内容の見直し等を課題として、今後の取組について期待したい。

平成24年度の課題・問題点を捉えて、対策が取られている事業については大いに評価に値する。平成26年度は課題・問題点を挙げている事業については克服に向けて努力を期待する。課題・問題点が捉えられていない事業があるが、目的に向けて事業を推進してもらいたい。

2 今後の取組についての提言

今日の社会状況において、ますます人権啓発の必要性を感じる。人権問題は個別の対応や対策が必要なものもあるが、問題は社会全体にある。地域に根差した継続した取組はとても大事であるが、地域との関係を持たない人が増えてきた今日、そのような人に向けての情報発信を工夫していかなければならない。そのためには情報化社会に合わせた、新たな視点・工夫を加えた啓発の推進が必要となってきた。子どもも大人も、他人との関係性が築きにくく人間関係で悩む人が増えてきていることから、「人権」を身近な問題、自分の問題として捉えることで、人との関わり方が変わることになる。そのためには、一人ひとりが自分自身の問題として考えられるような取組が必要であり、誰もが参加しやすい人権啓発事業や研修内容のさらなる充実なども考えられるのではないか。いずれにしても、社会への発信と個人の意識改革を同時に進めていく必要がある。

施策の体系：基本施策 施策分類：人権教育の推進

評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

各保育所や幼稚園で、人権擁護委員による人権紙芝居を実施しているが、視覚に訴えるなど、さまざまな工夫を凝らし、園児の興味を引き出していることは評価できる。人権意識の醸成は、幼児の頃から大切であると言われている。今後はさらに打ち合わせを密にして、人権紙芝居の内容や目的を充実されたい。

「中学生意見交換事業」は、平成24年度の課題を踏まえて、意見交換の時間を多くするなど、取組内容を充実させたことは評価できる。

「人権教育推進に係る事業」において、すべての中学校区で行われている「子ども人権フォーラム」は4年目を迎え、単なる発表会とならないように、発表と小グループでの話し合いを組み合わせたり、フォーラムをもとにクラスでの話し合いを行うなど、創意工夫がなされている。また、一步踏み込んだテーマで話し合っている中学校区もあるなど事業の効果が表れてきている。

「人権学習推進事業」の「出会い学習」は、教科書や本などから得る知識とはまた違い、実際に人に接し、直接見たり聞いたりすることができることは、児童生徒にとって心に残る貴重な取組である。ねらいを持った出会い学習として定着しつつあるこの事業は、現場のニーズも高く実施率も高い。さらに工夫を重ね、充実した事業になることを期待する。

各幼稚園、小中学校の教職員を対象に行われる「人権教育ステップ・アップ事業」は、人権感覚あふれる園・学校づくりの推進をめざして、さまざまな分野から教師の教育実践に繋がるような人権教育の研修講座が計画されている。研修会や講座を個人の学びで終わらせず、各園や各校で知識や技術の共有化を図っていくことが望まれる。

地域住民に対しては、「講座企画・開催事業」、「人権学習会事業」、「人権教育講演会事業」などがある。その中の、人づくり・まちづくりをめざして新たに設定された「地域力創造セミナー」では、人権問題をはじめ社会的・地域的課題を解決するために必要な「地域力」を高めると共に、さまざまな人権課題に取り組むリーダー育成に繋がるよう期待する。

保育所、幼稚園、学校、家庭、地域社会など、さまざまな場を通じて人権教育が展開されている。人権問題を自分のこととして受けとめ、あらゆる差別を許さないという認識を共有し、人権尊重への取り組みがなされている。

2 今後の取組についての提言

「人権の世紀」と言われる21世紀において、すべての人の人権が尊重される差別のない社会を実現するため、人権教育の推進は欠かせない。あらゆる場面で繰り返し学習することが大切である。また、「継続は力なり」で、続けて取り組むことも必要である。しかし、毎年単に同じ事業を繰り返すだけでなく、常に課題・問題点を捉え、工夫を加えて取り組まれたい。

施策の体系：基本施策 施策分類：相談・支援体制の充実
評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

相談事業には、「公害に関する相談」、「青少年の悩み事相談」、「外国人住民の生活相談」、「女性相談」、「保育所における育児相談」、「人権相談」など、さまざまな相談が実施されているが、さらなる周知と相談しやすい環境整備が求められる。

「婦人保護事業」におけるDV被害者への対応は緊急を要し、また、安全の確保とその後の住宅の確保や生活の支援などの自立支援についても多種多様な対応が求められる。

「保育所における育児相談事業」は、保護者から持ちかけられるような受身の相談だけでなく、必要に応じて積極的な相談を行う必要もある。そのためには保護者との信頼関係と保育士の資質向上が求められる。

児童虐待が後を絶たない現状を受け、「児童相談所」、「女性相談所」、「警察」、「歯科医師会」、「民生委員等子どもに関わる団体」など多様な組織により構成されている「児童虐待防止等ネットワーク会議事業」の役割は重要である。引き続き問題が起きてから対応するのではなく、未然防止に重点をおいて今後とも取り組まれない。

「家庭児童相談事業」では、乳児から高校生に関わる保護者による幅広い年齢の相談に応じるとともに、祖父母からの相談、子どもを通しての家族間の相談、家族が精神的な問題を抱える相談など多種多様な相談に対応している。相談の内容も、緊急性の高いものもあり、相談員個々の知識やスキルの向上が必要である。

勤労者の自殺等メンタルヘルス^{※9}に関する問題が増加している一方、中小企業においては、その対策は十分とは言い難い。また、企業にある相談室には行きづらいため、このことから、「勤労者のメンタルヘルス事業の推進」はますます必要である。利用者の声をよく聞き、さらなる相談体制の充実と環境の整備が求められる。

相談・支援体制の充実に向けて、さまざまな施策が取られている。どの事業も必要であり意義のある施策であるが、市民に十分周知されているとは言い難い。必要としている人に確実に情報が届くように創意工夫して取り組まれない。

2 今後の取組についての提言

人権に関する相談に対して適切に対応できるように、市民一人ひとりが抱える悩みや問題について、個人情報に十分配慮し、身近で気軽に相談者の立場に立った相談を受けられる支援体制が求められている。また、これら相談窓口がより相談者に信頼され安心して相談できる窓口として有効に機能するために、相談者の視点に立った相談体制と相談員の資質向上が求められる。

施策の体系：基本施策 施策分類：ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

UDのモデル地区である香良洲地域において、先導的にUDの地域づくりを推進しているが、今後は津市全域の学校・企業を対象に研修講座を開催し、活動を担う人材の育成など、新たな事業展開に大いに期待したい。

災害時に避難所となる学校、体育施設、社会教育施設、公園等の整備事業については、平成24年度同様まだまだ不十分である。津波発生時における避難を考えると、被害が想定される地域の施設では、スロープの設置だけでなく上階への避難も想定した施設整備も必要である。

「道路環境整備事業」や「通学路整備事業」では、側溝整備、カーブミラー、ガードレール等の設置を行い、子どもたちが、安全かつ快適に歩ける歩道の整備を進めたことや、道路パトロールを行い、穴ぼこ等の早期発見に努めたことは評価できるが、弱視者、色弱者への配慮、歩道・自転車道・車道との区分けを進め、安全を確保することも必要である。

「建築指導関係事業」において、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく取組の結果、公共建築物の新築については、全施設を整備基準に合致させることができたことは評価できる。しかし、小規模（300㎡以下）な民間施設については、平成24年度は適合率が増となったが、平成25年度は、平成24年度に引き続き重点的に誘導指導を行ったものの適合率は向上しておらず、さらなる周知指導が望まれる。また、新しい試みとして、高齢者が事前にバリアフリー^{※10}化の有無について把握ができるよう、整備基準に合致した施設に対して適合証を交付し、インターネットによる公表を併せて行ったことは評価できる。

「交通バリアフリー法に基づく基本構想策定事業」による津駅前道路整備はずいぶん進んだが、津駅前は県都の玄関口であることから、すべての来津者が利用しやすい環境を整え、津市のUDを認め評価してもらえようような先進的なものとなるよう、さらなる事業の推進に努められたい。

視覚障がい者や聴覚障がい者に対し、点字版による広報の発行や手話通訳者や要約筆記者派遣事業、点字シール貼付サービス事業、声の広報作成事業及び発行事業など、社会参加と自立促進を促し、日常生活に必要な情報を伝えるためにさまざまな取組がなされている。今後も利用者の声を聴き、さらなる充実した支援に取り組まれたい。

2 今後の取組についての提言

障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、すべての人が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるUDのまちづくりは、今後ますます求められると考えられる。UDのまちづくりをめざし、さまざまな事業が展開されているが、その効果はまだまだ不十分であり、今後も引き続き取り組んでもらいたい。

施策の体系：基本施策 施策分類：市民活動の組織などとの連携の推進
評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

児童から老人を含めた各種研修会・講座の開催・催事の取組、人権啓発活動、共存する住民としての外国人への取組、サークル活動、補助金交付等、市民活動の組織などとの連携推進のために努力され、すべての事業において人権を伴った内容となっている。それぞれの組織内で、培われた成果を組織内だけの活動にとどまらず、対外的に積極的に情報提供を行っている事業も見受けられ、評価できる。今後とも組織や地域にこだわらず、このような各活動団体、組織のノウハウを共有できるよう推進して行くべきである。

反面、ほとんどの団体、組織においては会員の確保と活動の拡大に行き詰まりを感じており、児童数の減少に伴う加入者の減少はあるとしても、平成25年度においても各種制度、各地域・団体の特色のある活動等の情報提供不足は否めないように感じる。また、補助金交付に関しては、再点検し、使途・結果をより明確にする必要があり、有意義な事業を行うために再考の余地があるように思われる。

このような中でも継続して行われている「一志地域の反差別人権ネットワーク」、「香良洲地域におけるUDの地域づくり推進」、「河芸地域の人権を大切に考える会の継続開催」、「千里ヶ丘公民館で開催されている外国人住民のための日本語講座」等、模範となり得る活動も多々あるので、互いに有意義な内容を共有することを希望する。

2 今後の取組についての提言

「市民活動の組織などとの連携」は、まず活動する側とサービスを受ける側の双方向の触れ合いを最重点に、お互いが生きがいや喜びを通じ、充実感に満ちた生活を送ることを目的としなくてはならない。

そのためには、互いに支え合い、気遣い合いながら、行政・学校・企業・市民等の連携によるネットワーク作りが必要不可欠であり、国籍・老若男女を問わず幅広く行っていかなければならないと思う。そこには行政、市民活動組織、市民それぞれに課題もあるが、まずは行政内の横断的連携体制をしっかりと構築することが重要である。そのうえで行政と各組織が緊密な連携を取ることで、新たな市民（住民）活動が実現できると思う。その実現に向けて、特に重要な課題は情報提供の強化である。情報は情報を受けなければ情報とは言えず、まずは内容を知ってもらわなくては、次の段階に進展しないことを視野に入れ、今以上に、よりさまざまなメディアを利活用して、市民がより簡便に理解できるよう広報すべきである。

施策の体系：分野別施策 施策分類：同和問題

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

隣保館や児童館における地道なフィールドワークやふれあい体験学習、そしてデイサービス・健康相談・文化教養事業などは、しっかりと工夫しながら継続されているが、その反面、文化的活動のみで同和問題への啓発教育的取組が薄いと感じられる。

差別事象への対応については、素早く万全の体制が取られているのは心強い。

住宅や施設の維持管理事業や自主的組織の活動支援事業は、重要ではあるがその成果は見えず、評価は困難である。

一方、人権相談事業・地域交流事業・識字学級などは意欲的な取組が見られ、評価したい。

全体として、感じるのは以下の諸点である。

- ・継続事業が、マンネリに陥らないように工夫されて、ねばり強く実施されている。
- ・高齢化により、事業がサービスや文化教養中心となり、同和問題に向き合うものは少なくなり、一般公民館活動や福祉サービス事業との差異が感じられない。
- ・子どもたちや外国人への啓発についての前向きな姿勢は評価できる。
- ・差別事象への対応や相談事業については、充実が感じられる。
- ・施設維持事業や補助事業については、評価の基準の検討を要する。

2 今後の取組についての提言

ふれあい体験学習事業で、農業体験学習の重要性は述べられているが、実績は報告されていない。農園活動の具体的な取組を計画・実施すべきである。

共同浴場管理運営事業で、燃料費の高騰と利用者の減少が課題に挙げられているが、エネルギーコストの高騰はさらに加速しており、早晚抜本的な対策検討に着手すべきである。

隣保館運営事業におけるデイサービスなどは、サービスを通じて高齢者の人との関わりを増やし、社会参加を促す事業であると考えられる。物質的なサービスの提供と共に、少しでも参集者の能動的な参加の機会（できる範囲で手伝う）を増やす企画を進めてもらいたい。

教養文化事業で、教養だけでなく教育的講座も工夫してもらいたい。

相談事業では、関係機関との連携の中で絶えず事例を共有する（守秘義務は勿論であるが、絶えず事例を学び、改善点を話し合う）体制と意識を育ててもらいたい。

施策の体系：分野別施策 施策分類：子どもの人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

平成25年度も、平成24年度を踏襲して行われていると感じられるものがありました。平成24年度より改善、工夫や努力が見える事業もあったが、目的に照らしての課題や問題点の整理が弱いものや、取組に対しての成果が明確でないものがあった。子育て支援事業においては、子育て支援ボランティアの確保も課題となっているが、同時に保護者や子どもに直接関わる支援者の資質がとても大切であり、連携を図りながら、人材育成とさらなる充実を図ってほしい。相談事業においては、育児相談や家庭児童相談では相談の内容が緊急性の高いものや多様なものになってきている。子ども達自身の悩みも多様化してきており、相談員やスクールカウンセラーやスマイルハートサポーター、母子保健推進員の資質向上が課題となっており、研修の充実を望む。地域で子どもたちを見守る事業は今後も継続して進めてほしい。子どもの権利条例づくり事業においては、条文の骨子案づくりまで進められていたが、今年度制定に至らなかったことは残念である。

事業を継続することだけが目的となってしまうように、取組の成果は成果として挙げ、課題・問題点を明確にしていくことで新たな事業展開がされると思う。何よりも事業が行われたことによって、人の意識に変化があったかどうかを捉え、成果に挙げてほしい。

2 今後の取組についての提言

平成25年度は、子どもが加害者にも被害者にもなる残酷な事件が起こった。特に、子どもが被害者になる事件は後を絶たず虐待も増加し続けている。子どもには「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」（「子どもの権利条約」に基づく4つの柱）がある。社会はそれを保障しなければならない。子どもへの虐待や体罰の問題は特別なことではなく身近な問題である。子どもの人権侵害に対して、大人の意識が問われている。

どのような事業においても、子どもに関わる現場の人材育成（子どもの人権意識啓発）は、事業の質の向上に繋がる。また、年々深刻化する子どもの現状を捉え、多様化する子育て支援のあり方に対して、目的に即した事業内容の見直しや工夫が必要だと感じた。

毎年、提言している乳幼児検診受診率（4か月、10か月、1歳6か月、3歳）の100%達成に関して、100%近くになるところまで努力しているが、残念ながら未だ100%に至っていない。この残り数%に虐待やネグレクト^{*11}が潜んでいる可能性がある。とても大切なフィルターであるので達成を期待する。

「子どもの人権」啓発を進めるには、行政・学校・民間・地域・NPO等がネットワークを組んで、大人の意識改革に取り組むことが必要である。虐待を子どもに対する不適切な扱いと捉え、子どもの人権を守る施策こそが必要である。あらゆる施策に子どもの権利の網掛けができる津市の子どもの人権条例が早期に制定されることを望む。

施策の体系：分野別施策 施策分類：女性の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

セクシュアル・ハラスメント防止のために作られた市職員のための庁内組織は、平成25年度は相談実績がなかったということだが、相談者にとって利用しづらくなかったのか、相談体制について、さらなる検討を望む。

女性弁護士による女性のための法律相談については、相談者が利用しやすいよう実施時間を増やしたことは評価できる。その上で、さらなる事業の周知徹底に努めてもらいたい。

審議会への女性登用率に前進が見られない。各団体等における意識の薄さからきているのか、どこに原因があるのか、検証の必要を感じる。

女性の社会参画促進事業については、就業支援パソコンセミナー等で終わらせず、真に女性のリーダーの育成と女性の社会参画の促進を図ることができるように取り組んでいただきたい。

DV被害の多くは女性である。最近、行政側の対応のまずさによって、被害者の身に危険が生じた事案が発生している。幸い本市ではないが、他人事として済まさず、教訓として、肝に銘じてもらいたい。

市民の健康維持における市の健康診査事業等を始めとする取組は、細やかで行き届いている。

2 今後の取組についての提言

市役所におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するための相談体制について、人的、場所的な面も含めて、その組織体制を再度検討してもらいたい。また職員に対するアンケートを行い、その中からSOSを感知することができるようなレベルの取組を期待する。

市役所の各部各課においては、性別にとらわれない職員各々の能力や適性に応じた職員配置を行うとともに、女性職員の管理監督者への積極的登用に努めていただきたい。

男女共同参画フォーラム開催については、実行委員のメンバーが固定されないように配慮すること、幅広い世代からの応募を考慮してほしい。各種農業関係協議会や農業委員会は相変わらずの男性中心の社会に思える、この固定観念打破のためにも会議への女性参画を実現させる努力をしてほしい。

女性の人権については、歴史的な背景や男性の考え方、社会のしくみなど非常に多くのことを考えていかなければならない。男女平等や女性の地位向上のため、法制度は整備されてきているが、現実には今なお、依然として性別による差別や固定的な性別役割分担意識、それらに基づく制度、慣行等が社会に根強く存在し、さまざまな場面において、女性が不利益を受けることが少なくない。女性と男性が相互の立場を尊重し合い、この問題について関心と理解を深めることができるよう、市の施策が着実に実施されることを期待したい。

女性の人権は、少子高齢化社会へと加速する中、女性や一部の世代に係る課題ではなく、社会全体の課題と位置付けて、バランスのとれた取組姿勢で臨んでほしい。

施策の体系：分野別施策 施策分類：障がい者の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

保険医療助成、福祉サービス及び地域生活支援、住宅改造補助、団体活動育成、歩行生活訓練費補助、自動車改造補助、施設整備利子補助、職親委託、交通サービス支援等の補助事業は法令に従い実施されている。

手話奉仕員育成、知的障がい者との交流等推進、手話通訳派遣、声の広報作成、企業啓発等の事業は意欲的に取り組まれている。

スポーツにおける各団体事務局事務、福祉保健に係る訪問指導は、どれだけ人権に意識を置いた事業となっているかを省みる必要があると思われる。

決められた補助事業は確実に実施され、手話奉仕員育成や声の広報作成など具体的な事業が積極的に行われていることは嬉しいが、一方で「障がい者の人権」施策として評価しにくい事業も見受けられ、障がい者の人権施策としてまとまりのある考えが感じにくい。

2 今後の取組についての提言

従来からの継続事業から障がい者の人権に関わる施策を拾い集めるのではなく、「障がい者の人権」施策として、まず何が必要かを考えて、既存の施策を見直す姿勢が望まれる。その意味から、障がい者からの意見や要望を聞き取り、拾い上げる施策が考えられるべきではないか。勿論、それらがすべて実現できるわけでもないが、その結果を広く市民に周知していくことも必要である。

他市他府県での施策なども絶えず調査検討を行って、取り入れるべきは取り入れ、よりよい市の施策として生かしていくことも大切と思う。

この人権施策評価が、視覚障がい者に伝わるように配慮されることを期待する。

施策の体系：分野別施策 施策分類：高齢者の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

高齢化に伴い毎年増加する社会保障費問題を見たとき、介護予防事業は重要な施策の一つである。これに対応する事業について、さまざまなニーズを把握し、地道な施策が進められてきたことを評価したい。

各種介護予防事業、在宅介護支援事業、シルバー人材センター運営事業等を実施し、高齢者の要介護状態への進行や引きこもり、孤独を未然に防止にするための取組を進めていることは評価できる。

老人クラブへの助成や生涯スポーツの普及、各種公民館講座や出前講座の開催など、さまざまな事業や支援を行っているが、より高齢者が生きがいのある豊かな生活を送れるよう、さらなる内容の充実を望む。

高齢者の身近な問題について対応するため、配食サービス、緊急通報装置、予防接種等の事業を実施していることは評価できる。配食サービス事業については、単なる栄養面や健康面の維持・向上だけでなく、安否確認や人との繋がりを保つという意味からも、事業の継続と周知を望む。

その他、さまざまな事業が実施されているが、介護や支援を必要とする高齢者が増加している中、より多くの高齢者が利用、参加できるよう一層の広報周知を図りたい。高齢者の生活機能の維持向上及び、生きがいに繋がるよう、さらなる事業の充実、創意工夫を望む。

2 今後の取組についての提言

事業の取組状況の中で、一部課題・問題点を具体的に挙げていない事業がみられたが、毎年、成果・課題・問題点を把握し、次年度に反映させてもらいたい。

急速な少子高齢化が進む中で、時代と共に高齢者像は変化しており、今後事業をどのように進めるか、人権問題を含めた高齢者施策は非常に難しいものになると考えられる。しかし、困難と思われる事業を行うにあたっては、実施時期、手段、方法等が、高齢者にとって大きな負担や無理とならないきめ細かい配慮は、行政と高齢者の間に信頼関係が生まれる。これが最も大切な人権尊重の基盤となるのではないかとと思われる。

施策の体系：分野別施策 施策分類：外国人の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

多文化共生推進事業（地域かがやきプログラム事業）、日本語講座事業においては継続事業であるが、内容の充実、ボランティアの活用等、より向上をめざした姿勢が伺えた。反面、各事業において、参加人員の減少に悩まされている。参加人員を少しでも拡大しようとするならば、より魅力ある講座内容、講師の選定も大切なことではないだろうか。

毎年行われている多文化共生交流事業では、さまざまな交流企画を行い実施されているが、やはり内容がマンネリ化し、参加者、出演者も偏っているように見受けられる。

各種団体の活動内容などの情報発信を行う広報的な事業においても、予算の関係等で発行部数も少なく広報が行き届いていないように思われる。ホームページにおいても、より簡便に検索できるよう改善するべきである。

学校内での日本語教室の開催、外国人支援コーディネーター活動、ALT（Assistant Language Teacher）^{※12}の活用、巡回担当員の強化等、言語に関する活動は多少の前進が見られるが、確かな学力をつける第一義的な場は、担任、教科担任の日々の授業である。どの教師も日本語を第二言語とする子どもに分かりやすい授業を組み立て、「第二言語としての日本語（JSL：Japanese as a second language）」の視点に立った授業づくりを学校主体で取り組んでもらいたい。

23施策の平均評価点は「3.0」であった。ほとんどの施策は平成24年度、平成23年度と同様、行事を一律的に行っているように見受けられる。多少の前進は見られるものの全体の評価ランクは「C」とした。

2 今後の取組についての提言

平成24年7月に外国人登録証明書が廃止されたことに伴い、日本に居住している外国籍住民の識別（特に特別永住者^{※13}と一般永住者^{※14}）が鮮明になってきた。行政として多岐にわたる在留資格について、今一度認識を新たにしてもらいたい。

現在の日本社会における外国籍住民を取り巻く環境は、法的な意味においても、日本社会の風評においても年々厳しくなっているように感じられる。外国籍住民との「共生社会」とは、「共に安全に、安心に、幸せに」暮らす社会を構築していくことである。さまざまな問題報道、特にヘイトスピーチ^{※15}は日本の恥ずべきことであり、それを助長する人々は残念ながら増加しているようにも思われる。このような中、少なくとも津市においては現在の外国籍住民のおかれている立場、ポジション（地位）を意識しつつ人格・文化を理解して、市民に対して啓発ができるよう努力してもらいたい。

施策の体系：分野別施策 施策分類：さまざまな人権課題・その他の人権
評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

平成24年度より取組に進展が感じられない。エイズ、性感染症、薬物等について、もっと積極的に正しい知識の普及・啓発に力を入れる必要がある。「危険ドラッグ」による事件が多発しているが、これも含めて教育の場を多数設けてもらいたい。

市民人権講座は、少しマンネリ化してきたきらいがある。継続は力なりであるが、市民が参加したいと思うような新鮮なアイデアや工夫がほしい。

生活保護受給者に対しては、多種多様な受給理由をしっかりと受け止めて対応してほしい。また、生活保護受給者の相談室が確保できなかったことは、「やむを得ない」で済ませてはならない。

公害に対する苦情相談に、的確に公平に対応するのは非常に難しい。ニーズをしっかりと捉えるための日頃の研修は欠かせない。事業の取組状況を見る限り、その取組姿勢を評価したい。

2 今後の取組についての提言

以前に比べ、駅やトイレなどへのいたずら書きは減ってはきているが、今後も差別事象発生時には、関係機関との迅速な連携体制が取れるよう準備に怠りがないようにしてもらいたい。

他市町から、「津市に住みたい」という声が聞こえるような安全・安心な津市をめざして、それぞれの事業に積極的に取り組んでももらいたい。

用語解説

※1 スクールカウンセラー

小・中学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う。主に臨床心理士や学校心理士などの資格を有する。

※2 ユニバーサルデザイン（略称 UD）

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、はじめからできる限り多くの人を使いやすいように配慮された製品や空間、社会の仕組みなどのデザインのこと。

※3 スマイルハートサポーター

小・中学校に配置され、児童・生徒が学校生活や友人関係の悩み等を気楽に相談することができる人。

※4 ドメスティック・バイオレンス（略称 DV）

配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

※5 外国人支援コーディネーター活動

就学前後・不就学の外国籍児童及び保護者に対し、学校への理解を深めるため、ポルトガル語・スペイン語などの通訳のほかに、学力支援や各種相談を行っている。

※6 セクシュアル・ハラスメント

性的ないやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動をし、それに対する対応によって、相手に不利益を与えたり、生活環境を害したりすることをいう。平成11年（1999年）に施行された「改正男女雇用機会均等法」において、雇用管理上の配慮が義務付けられている。

※7 パワー・ハラスメント

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいう。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもある。

※8 危険ドラッグ

麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法等で規制を受ける麻薬、覚醒剤等には指定されていないが、麻薬、覚醒剤等と同様に幻覚作用や多幸感を得る目的で使用される薬剤の総称であり、使用後に意識障害やおう吐、けいれん、錯乱などを起こして、緊急搬送されたり、死亡したり、交通事故を引き起こすなど社会問題となっている。

※9 メンタルヘルス

心の健康のこと。日常や職場、学校生活など強い不安、悩み、過労などのストレスが原因となりメンタルヘルスの不調をきたすことがある。

また、強い不安やストレスの軽減、それを緩和する方法や、うつ病等の心の病気の予防を目的とする場面で用いることもある。

※10 バリアフリー

障壁となるものを取り除き、生活しやすくすること。

※11 ネグレクト

幼児・児童などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。

※12 ALT

外国語指導助手のことで、小・中学校、幼稚園、もしくは、教育委員会に配属されて、日本人外国語担当教員の助手として職務に従事したり、教育教材の準備やさまざまな課外活動などに従事し、地域の外国語教育及び国際化の向上のために活動している。

※13 特別永住者

平成3年（1991年）に施行された「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により、定められた在留資格を有する外国人のこと。

※14 一般永住者

一定の要件を満たして、法務大臣に永住許可申請をし、許可された外国人のこと。

※15 ヘイトスピーチ

特定の人種や民族などへの差別や憎しみをあおったり、侮辱したりする行為。

津市人権施策審議会委員名簿

平成26年4月1日現在

氏名	所属団体・職名
あさお ゆきこ 浅生 幸子	公募委員
いえき かつひろ 家城 勝弘	津市民生委員児童委員連合会 会計
いしもり ひろき 石盛 裕規	津地方法務局人権擁護課長
おおたに とおる 大谷 徹	反差別・人権研究所みえ事務局長
おかもと ゆうじ 岡本 祐次	元津市立三重短期大学長
かわい まさみ 川井 正美	津市老人クラブ連合会副会長
かわぐち せつこ 川口 節子	三重県人権施策審議会会長
さとう ゆかり 佐藤 ゆかり	公募委員
たかつる かほる 高鶴 かほる	津市手をつなぐ親の会連合会会長
たつかわ よしやす 龍川 恵康	津市身障者福祉連合会会長
たにくち よしこ 谷口 美子	津子どもNPOセンター理事
つじおか としひろ 辻岡 利宏	連合三重津地域協議会事務局長
なかむら ひろとし 中村 博俊	NPO法人セカンドハーベスト名古屋 三重県担当ボランティアリーダー
ながとも まさてる 長友 薫輝	三重短期大学生生活科学科教授
はん ぐう 韓 久	在日本大韓民国民団三重県地方本部事務局長
ほりかわ きよし 堀川 清	三重県児童養護施設協会顧問
やまこし ゆきこ 山腰 由紀子	津人権擁護委員協議会津地区委員会会長
よしかわ としこ 吉川 俊子	公募委員

(50音順)